

人口問題研究

第三卷 第三號

調査研究

農家に於ける初婚者の結婚費用

岡崎文規

農家に於ける初婚者の結婚費用

本研究所では、結婚政策の一基本資料を整備する目的をもつて、初婚者の結婚費用を調査し、すでに東京市および大阪市における調査結果につい

なほここで注意しておきたいことは、これらの初婚者はすべて普通婚姻によるものばかりであつて、入夫婚姻或ひは婿養子婚姻によるものは一切含まれてゐないことである。

二

ては本誌第二卷第七號（昭和十六年七月）ならびに第三卷第一號（昭和十七年一月）に發表した。さらに農村における初婚者の結婚費用に關する調査結果を整理することが出來たから、その概要を發表することとする。

本調査の要綱はすでに本誌第二卷第十號（昭和十六年十月）に記載されてゐるが、山形、長野、滋賀、廣島および熊本の五縣下における農村について、昭和十六年九月以前の最近の初婚者について結婚費用を調査したのである。これら初婚の夫はいづれも農家における農業者である。各縣とも九

ヶ村を選定し、一村において、大體、十五の結婚について調査を行つたのである。しかし長野縣および滋賀縣においては、それぞれ一村づつ調査票を回収することが出來なかつたし、また若干の村から回収した調査票は豫定數の十五よりも少い場合もあつて、結局、回収した調査票の總計は五百九十一であつた。回収した調査票のうち、記入不完全なものを除去し、調査に使用し得た調査票は全部で五百七十九であつた。これを縣別にみると、

山形縣の百二十、長野縣の七十、廣島縣の百三十一、熊本縣の百三十二、

滋賀縣の百二十六である。

一

初婚の夫の平均結婚費用は三百八十四圓四十錢であつて、大阪市の五百十四圓四十錢に較べると、百三十圓少くなつてゐる。しかし農業者におけるこの平均結婚費用も、自作、自小作および小作の別によつて、それぞれ差等がある。すなはち自作の四百九十九圓三十錢が最高であり、自小作の三百八十五圓八十錢がこれに次ぎ、小作の二百七十一圓八十錢が最も少い。經濟的地位の良好な者ほど多くの結婚費用を支出してゐるもの如くである。

次に夫の結婚費用を自己負擔と自己以外の負擔に分けると、全體の平均では結婚費用三百八十四圓四十錢のうち、自己負擔は百五十九圓、自己以外の負擔は二百二十五圓四十錢である。すなはち結婚費用の四割一分四厘が自己負擔であり、五割八分六厘が自己以外の負擔である。大阪市においては、夫の結婚費用のうち、自己負擔は五割四分九厘であるから、結婚費用に對する自己負擔の割合は、都市におけるよりも農村において相當に低くなつてゐる。

しかしこの割合は、自作、自小作および小作の別によつて、差等がある。すなばち夫の結婚費用に對する自己負擔の割合は、自小作における三割五分三厘が最も低く、自作における四割四分四厘がこれに次ぎ、小作における五割七厘が最高である。従つてこの割合の大小は經濟的地位と必ずしも平行するものではない。

次に夫の結婚費用を結納金、結婚式費用、披露宴費用、支度費および世帯を持つに要したる費用に分けて示すと次の如くである。

	實 數	百分比	自作			自小作			小作			
			結納金	百分比	結婚式費用	百分比	披露宴費用	百分比	支度費	百分比	世帯を持つに要したる費用	百分比
結納金	一一一・二〇	一五・九三%	一一一・二〇	一五・九三%	一一一・二〇	一五・九三%	一一一・二〇	一五・九三%	一一一・二〇	一五・九三%	一一一・二〇	一五・九三%
結婚式費用	一一六・六〇	一五・九五	一一六・六〇	一五・九五	一一六・六〇	一五・九五	一一六・六〇	一五・九五	一一六・六〇	一五・九五	一一六・六〇	一五・九五
披露宴費用	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九
支度費	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇
世帯を持つに要したる費用	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇
合計	三八四・四〇	一一〇〇・〇〇	一一〇〇・〇〇									

右の表でみると、農家においては、結婚費用のなかで披露宴に支出する費用が最も多く、結婚費用總額の三割強に達してゐる。大阪市においては、披露宴費用は八十五圓四十錢、結婚費用總額に對する割合は一割六分六厘であるから、金額についてみると、また結婚費用總額に對する比率について

みるも、披露宴のために支出する農家の出費は著しく大であることがわかる。

披露宴費用に次いで結納金の支出が多く、結婚費用總額に對する割合は二割九分を占めてゐる。これは大阪市における一割八分とほぼ均しい。結婚式費用および支度費の結婚費用總額に對する割合はそれぞれ一割六分および二割一分であつて、大阪市の場合と大同小異である。しかし世帯を持つに要したる費用は、大阪市において九十一圓九十錢（結婚費用總額に對する割合は一割七分九厘）であるに反して、農家においては著しく少く、十五圓（三分九厘）にすぎない。都市生活者は新家庭をもつ場合には相當に多くの世帶用具を準備する必要あるに反して、農家においては、かくの如き出費は極めて少額で足るものとおもはれる。

さらに支出費目別による夫の結婚費用を、自作、自小作および小作別に示すと左の如くである。

	實 數	百分比	自作			自小作			小作			
			結納金	百分比	結婚式費用	百分比	披露宴費用	百分比	支度費	百分比	世帯を持つに要したる費用	百分比
結納金	一一一・二〇	一五・九三%	一一一・二〇	一五・九三%	一一一・二〇	一五・九三%	一一一・二〇	一五・九三%	一一一・二〇	一五・九三%	一一一・二〇	一五・九三%
結婚式費用	一一六・六〇	一五・九五	一一六・六〇	一五・九五	一一六・六〇	一五・九五	一一六・六〇	一五・九五	一一六・六〇	一五・九五	一一六・六〇	一五・九五
披露宴費用	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九	一一〇・八九
支度費	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇	一一五・〇〇
世帯を持つに要したる費用	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇	一一九・一〇
合計	三八四・四〇	一一〇〇・〇〇	一一〇〇・〇〇									

結納金の支出割合は自作における三割七厘が最も多く、自小作における二割八分七厘がこれに次ぎ、小作における二割六分五厘が最も少い。従つて結納金は經濟的地位の良好なものほど多く支出してゐることがわかる。

結婚式費用、披露宴費用および支度費は、その金額についてみれば、經濟的

地位の良好な者ほど多く支出してゐるが、しかし結婚費用總額に對する割合は、自作たると自小作たると、或ひはまた小作たるとを問はず、その比率には大差がない。ただ世帯を持つに要したる費用にあつては、自作における支出割合は最も少く、また金額においても自小作の十八圓九十錢に對して、自作においては十一圓七十錢にすぎないのである。

三
四

近來、生活刷新運動に伴ひ、冠婚葬祭費の節減が唱道せられ、すでに或地方においては、結婚を嚴肅に且つ簡素に取り行ふ目的をもつて、結婚費用の節減を實行してゐる。

農家の結婚費用を調査すると同時に、滋賀縣において、謂はゆる新體制下に行はれた結婚の費用を調査したのである。普通の結婚とこの新體制に基づく結婚とでは、結婚費用はどの程度の差額があるかを觀察しようとおもふ。いま滋賀縣における普通の夫の結婚費用と、この新體制に基く夫の結婚費用とを示すと左の如くである。

錢の節減になつてゐる。すなはち前者の結婚費用に對して後者の結婚費用は四割九分に當つてゐる。さらに支出費目別に前者の費用に對する後者の費用の割合を示すと、結納金においては五割八分二厘、結婚式費用においては八割一分七厘、披露宴費用においては三割一分九厘、支度費においては四割二分五厘、世帶を持つに要したる費用においては四割七分八厘に當つてゐる。

これでみると、結婚費用は全體としては半減してゐるが、結婚式費用の節減は殆どその餘地なきものとみて、僅かに二割弱の減少にすぎない。節減率の最も大なるは披露宴費用であつて、約七割の節減になつてゐる。これに次いで支度費の六割弱の節減も相當に大である。

さらに自作、自小作および小作の別に平均結婚費用の節減状態をみると、自作においては、普通の結婚では五百七圓であるに對して、新體制の結婚では百九十三圓であるから、三百十四圓の節減、前者に對して後者は三割八分一厘に當つてゐる。自小作においては、普通の結婚では、四百十二圓二十錢であるに對して、新體制の結婚では百七十二圓二十錢であるから、二百三十九圓八十錢の節減、前者に對して後者は四割一分八厘に當つてゐる。また小作においては、普通の結婚では一百三十五圓六十錢であるに對して、新體制の結婚では百八十五圓であるから、五十圓六十錢の節減、前者に對して後者は七割八分五厘に當つてゐる。

右の結果でみると、經濟的地位の良好である者ほど、金額においては勿論のこと、比率においても、結婚費用をより多く節減してゐることがわかる。しかしこの事實からみて、結婚費用の節減に對して經濟的地位の低い者の協力が劣つてゐると速斷することは出來ないのであらう。經濟的地位の如何にかかはらず、結婚には一定の經費が必要であつて、その節減には一

定の限度があるであらう。経済的地位の低い者において、その節減率が比較的に少ないのは、節減すべき餘地がすでに少なかつたがためではなからうか。

四

次に初婚の妻の平均結婚費用は六百七十四圓五十錢であつて、大阪市の五百九十圓五十錢に較べると、八十四圓多くなつてゐる。夫の場合には、大阪市における平均結婚費用よりも農家における平均結婚費用は百三十圓も少なかつたのであるが、妻の場合には反対の結果を示してゐる。従つて農村における結婚費用は、妻の場合に、その負擔は著しく大であるといひ得るであらう。殊に自作の夫と結婚する妻の平均結婚費用は九百四十四圓に達してゐる。自小作の夫と結婚する妻の平均結婚費用でも六百五十五圓九十錢である。小作の夫と結婚する妻の平均結婚費用は四百四十九圓五十錢であつて、自作の夫と結婚する妻の平均結婚費用に較べると、半額以下になつてゐる。故に自作の夫と結婚する妻は千圓に近い結婚費用を支出しなければならないのである。

次に妻の結婚費用を自己負擔と自己以外の負擔に分けると、全體の平均では結婚費用六百七十四圓五十錢のうち、自己負擔は僅か四十七圓五十錢、自己以外の負擔は六百二十七圓である。すなはち妻の場合には、結婚費用の自己負擔の割合は僅か七分にすぎず、その九割以上は自己以外の負擔になつてゐる。もつとも大阪市においても、妻が結婚費用を自ら負担する割合は二割見當にすぎないが、しかしこれよりもさらに少ないものである。

次に妻の結婚費用を結婚式費用、披露宴費用、支度費および世帯を持つに要したる費用に分けて示すと次の如くである。

合 計	六七四・五〇	百 分 比	實 數	百 分 比
			結婚式費用	三三・四〇 円
支 度 費 用	五八〇・七〇	八・六六 %	披露宴費用	五八・四〇
世帯を持つに要したる費用	一一〇〇	一〇〇・九〇 %	支 度 費 用	八六・〇九
合 計	一〇〇・〇〇	一〇〇 %	支 度 費 用	一〇〇・〇〇

右の表でみると、結婚費用のなかで支度費に支出する費用が最も多く、結婚費用總額の八割六分にも達してゐる。大阪市においても、妻の結婚費用のなかで最も多くの部分を占めてゐるのは支度費であるが、それは結婚費用總額に對して八割四分九厘であつて、農家におけるよりもやや少くなつてゐる。さらにその金額についてみれば、大阪市においては五百一圓七十錢であるが、農家においては五百八十圓七十錢であつて、約八十圓ほど多くなつてゐる。これによつてみれば、妻の結婚費用は、都會においても、また田舎においても、支度費として支出されるものが著しく多いが、特に農家においては妻の支度費におそろしく多くの支出をなしてゐることがわかる。

支度費に次いで披露宴費用の支出が多くなつてゐるが、結婚費用總額に対する割合は僅か八分強に過ぎない。大阪市における妻の披露宴費用は結婚費用總額に對して七分強であるから、兩者の間に大した差等はない。しかしこの金額は大阪市の四十一圓六十錢に對して農家では五十八圓四十錢であるから、十七圓ほど多くなつてゐる。

結婚式費用は三十三圓四十錢であつて、大阪市における三十九圓九十錢よりも若干少く、また結婚費用總額に對する割合も、大阪市においては六分七厘強であるが、農家においては五分弱に過ぎない。大阪市にお

ける七圓三十錢も大した金額でないが、これの三分の一にも當つてゐない

のである。要するに世帯を持つに要したる費用は、妻の結婚費用としては殆ど問題にするに足らないものであるとおもはれる。

さらに支出費目別による妻の結婚費用を、夫の自作、自小作および小作別に示すと左の如くである。

	自作		自小作		小作		合計
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	
結婚式費用	四圓・一〇	四・六%	三・五〇	三・九%	二・〇〇	五・〇%	九圓・六〇
披露宴費用	七圓・一〇	七・九%	五・〇〇	五・八%	三・〇〇	七・五%	十五圓・一〇
支度費 世帯を持つに要したる費用	一・五〇	一・四%	一・五〇	一・六%	一・五〇	一・五%	四・五〇
合計	九圓・〇〇	一〇〇・〇%	八圓・〇〇	一〇〇・〇%	五圓・〇〇	一〇〇・〇%	二十二圓・〇〇

結婚式費用および披露宴費用の支出割合は自作よりも自小作、自小作よりも小作と經濟的地位の低い夫と結婚する妻において次第に多くなつてゐる。もつとも結婚費用總額に對するその支出割合四分六厘乃至五分九厘であるから、大した差等があるわけではない。右に述べた如く夫の經濟的地位が低くなるにつれて、その支出割合は多くなつてゐるが、その金額についてみれば、次第に多くなつてゐるのである。

しかるに支度費の支出割合は小作より自小作、自小作より自作と經濟的地位の高い夫と結婚する妻において次第に多くなつてゐる。支度費の支出割合が多くなつてゐるばかりではなく、その金額も著しく多くなつてゐるのであつて、自作の夫と結婚する妻においては、支度費は實に八百二十三圓四十錢に達してゐるのであつて、小作の夫と結婚する妻の支度費三百七十六圓九十錢に較べると、二倍以上も多いのである。

農家における初婚者の結婚費用

五

夫の結婚費用の場合と同様に、妻の場合についても、滋賀縣における普通の結婚費用と新體制に基く結婚費用とを對比すれば左の如くである。

	自作		自小作		小作		合計
	普通の 新體制 の結婚費用	新體制 の結婚費用	普通の 新體制 の結婚費用	新體制 の結婚費用	普通の 新體制 の結婚費用	新體制 の結婚費用	
結婚式費用	三圓・六〇	三・〇〇	二・五〇	二・八〇	一・五〇	一・五〇	九圓・六〇
披露宴費用	一圓・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	四圓・五〇
支度費 世帯を持つに要したる費用	一・五〇	一・四〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	四・五〇
合計	一圓五・三〇	一圓一・〇〇	一圓二・六〇	一圓一・〇〇	一圓一・〇〇	一圓一・〇〇	十二圓・九〇

まづ全體の平均結婚費用をみると、普通の結婚では九百六十一圓八十錢であるが、新體制の結婚では四百四圓二十五錢であつて、實に五百五十七圓五十五錢の節減になつてゐる。すなはち前者の結婚費用に對して後者の結婚費用は僅か四割二分に過ぎないのである。さらに支出費目別に前者の費用に對する後者の費用の割合を示すと、結婚式費用においては九割三分七厘、披露宴費用においては四割一分、支度費においては四割であるが、ただ世帯を持つに要したる費用は十三倍に増加してゐる。

これでみると、結婚費用は全體としては六割の減少であるが、結婚式費用は殆ど減少してゐない。これは夫の場合においても同様である。故に結婚式費用は新體制に基く結婚でも、大體、二十圓見當の支出を必要とするものとおもはれる。節減率の最も大なるは支度費と披露宴費用とであつて、いづれも六割見當の節減になつてゐる。これに反して世帯を持つに要したる費用は、普通の結婚の場合には僅か四十錢であつたが、新體制に基く結婚では五圓四十五錢に激増してゐる。

さらに夫の自作、自小作および小作の別に平均結婚費用の節減状態をみると、自作においては、普通の結婚では千四百五十八圓三十錢であるに對して、新體制の結婚では四百七十一圓であるから、實に九百八十七圓三十錢の節減、前者に對して後者は三割二分三厘に過ぎないのである。自小作においては、普通の結婚では九百九十三圓六十錢であるに對して、新體制の結婚では三百九十一圓であるから、六百一圓六十錢の節減、前者に對して後者は三割九分四厘である。また小作においては、普通の結婚では五百八十二圓であるに對して、新體制の結婚では二百三十七圓五十錢であるから、三百四十四圓五十錢の節減、前者に對して後者は四割八厘に當つてゐる。

右の結果でみると、自作の夫と結婚する妻において節減率が最も多く、自小作の夫と結婚する妻がこれに次ぎ、小作の夫と結婚する妻において、節減率は最も少いことがわかる。しかし經濟的地位別による夫の結婚費用の節減率を説明した場合に一言した如く、小作の夫と結婚する妻の節減率が最も少いのは、節減するべき餘地はすでに比較的に少いためであらうとおもはれる。

支那事變當初年の婚姻數増大 原因の分析

關山直太郎

(一)

大規模の戰争が、婚姻件數や婚姻率に影響を及ぼすことは、容易に想像

し得らるる所であつて、前歐洲大戰時に於ては最も顯著に之が現はれて居り、我が日露戰役に就ても或程度の影響を見るのである。蓋し、戰時には恰も結婚適齡期にある壯丁が大量に動員され、而して戰後には此等の者が概ね一時に復員する爲に外ならない。勿論動員以外にも、戰時には結婚を阻害する因子が少からず存すべく、又之は男子に就てのみならず、女子に就ても或程度云ひ得ることであらう。

ところで普通に婚姻率は、戰時中には低下し、戰後に上昇するものと考へられて居り、事實又左の前歐洲大戰時の例は、典型的に之を證してゐる。

(イ) 結婚數

國別	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九
ドイツ	五三三,000	五〇〇,000	二九八,100	二五九,100	三一三,500	三五九,000	八四三,600
フランス (七七縣)	二四七,900	一六六,900	七五,100	一〇八,100	一五八,400	一七六,300	四四七,000
イギリス	三三三,000	三三一,100	三三一,300	三三三,600	三一〇,300	三三三,900	四四〇,700
イタリヤ	一八五,100	一五三,100	一八五,700	一〇五,900	九三,600	一〇四,100	一三一,100
ベルギー	五四七,000	三五九,000	二八四,000	二八四,000	三〇五,000	三〇六,000	九七一,000

(備考) 戰時中英國が餘り減少せず、寧ろ増加せる傾向あるは、一九一五年に未婚男子に對し兵役義務が課されたためと稱せらる。

(ロ) 婚姻率(人口一、〇〇〇に付)

國別	一九〇八	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三
ドイツ	一九三	七八	六八	四一	四一	四七	五四	一三・四	一四五	二六	二一
フランス	七九	五一	二三	三三	四九	五四	一四・〇	一六〇	二六	九七	?
イギリス	七六	七九	一〇一	八一	七七	八六	一〇〇	一〇一	八五	七八	?
イタリヤ	七七	七〇	五一	二九	三七	三〇	八八	一四・〇	二七	?	?
ベルギー	七九	五三	三三	四一	四一	四四	五九	二八	一四・二	二八	?